

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

半田市（以下「甲」という。）と知多信用金庫（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、相互連携と協力のもと、半田市における地方創生を実現するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互連携と協力により、地方創生の諸課題に取り組むことで、半田市における産業及び経済の活性化並びに地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること
- (2) 企業支援及び雇用の創出に関すること
- (3) 市内への移住及び定住に関すること
- (4) 子育て支援に関すること
- (5) 空き家対策に関すること
- (6) 知的資源及び地域の情報の提供に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用し、又は第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、第5条に定める協定の有効期間後も有効とする。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、愛知県暴力団排除条例を順守し、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。また、反社会的勢力とみなされる事業者については愛知県暴力団排除条例に基づき支援対象としないこととする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月29日

甲 半田市東洋町二丁目1番地

半田市

半田市長

神原、久夫



乙 半田市星崎町三丁目39番地の18

知多信用金庫

理事長

神原康弘

